

薬衛第1073号
平成24年3月22日

熊本市保健所長 様

熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課長

平成24年度薬価改定に伴う医療用医薬品の流通について（依頼）
このことについて、平成24年3月5日付け医政経発0305第6号で厚生労働省医政局経済課長から別添写しのとおり通知がありましたのでお知らせします。
なお、下記の団体には別途通知済みであることを申し添えます。

記

社団法人熊本県医師会
社団法人熊本県歯科医師会
社団法人熊本県薬剤師会
熊本県公的病院長会
全日本病院協会熊本県支部
全国自治体病院協議会熊本県支部
熊本県医薬品卸業協会

【問い合わせ先】

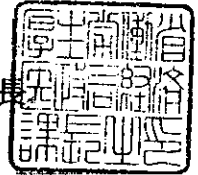
熊本県健康福祉部健康局
薬務衛生課監視麻薬班 担当：岡山、樋口
TEL：096-333-2242（内7165）
FAX：096-383-1434



医政経発 0305 第 6 号
平成 24 年 3 月 5 日

都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長



平成 24 年度薬価改定に伴う医療用医薬品の流通について（依頼）

平成 24 年度においては、市場実勢価による改定などを内容とした薬価ベース△6.00%の薬価改定が行われることになり、本日、その告示がなされ、4月1日から施行されます。

公的医療保険で使用する医薬品の償還価格を定める薬価基準は、市場における自由な競争を通じて形成された銘柄別の市場実勢価格を反映させることを前提としています。このため、医療用医薬品の流通においては、不適切な取引慣行を是正し、個々の医薬品の価値に見合った合理的な価格が形成されることが重要となります。

このような観点から、「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会（流改懇）」が平成19年9月に取りまとめた「医療用医薬品の流通改善について（緊急提言）」に基づき、各取引当事者による流通改善の一層の推進への協力要請を行ってきたところで、しかしながら、昨年6月に開催した流改懇においては、総価取引は一定の改善がみられたが不十分であること、長期にわたる未妥結・仮納入が依然としてあること、一次売差はマイナスのまま拡大していることなど、流通改善が進んだとはいえないとの評価が得られました。

貴職におかれましては、今般の薬価改定に際し、緊急提言の「医療用医薬品の流通改善に当たって取引当事者が留意すべき事項」の意義を十分に踏まえ、流通改善に向けた一層の取組が行われるよう、改めて貴管下の取引当事者への周知徹底及びご指導をいただきますようお願いいたします。

また、貴都道府県が設置する医療機関に対する指導については、当該医療機関の所管部局とも十分連携のうえ、上記趣旨を踏まえた対応をしていただくようお願いいたします。

なお、薬価制度改革において、平成24年4月以降も試行継続されることとなった「新薬創出・適応外薬解消等促進加算」については、緊急提言において求められている医薬品の価値と価格を反映した取引を推進する観点から、特に購入側である医療機関/薬局において、制度の意義や仕組みを十分に理解していただくことが必要であることから、引き続き、貴管下の取引当事者への制度の意義と仕組みの周知について、よろしくようお願いいたします。

